彌生始終見聞記

全

210.58
Y637
W

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637

ガラス使用

210.58
Y637

国立国会
36.10.30
図書館

東京都千代田区丸ノ内二ノ八仲十二号館六号四二室
芳澤中國記念事業財團
電話(28)四一〇八番

560807

来の秋一仲芳茗荷

水戸中納言殿

もゝ雲のかくらすゝ水
老の中先鏡ふう筆
秋の最汁月

庚申春水戸藩の何し上載洋

伊藤外伴
芳根新老帥

壹番

伊太夫伴
舘沢力
日六

十五老返歌新訳

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

永押込

入牢被仰付候ものゝ
一変ニ牢内ニ而死亡いたし候

打首

刎絶

獄門

杉山伊左衛門
木村権之助
大岸清左衛門
横山仁兵衛
三千石以上之者
拾人
五千石以上之者
拾人
六百石以上之者
拾八人
役士
三拾六人
天狗組
六拾八人

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ
右掛ニ仕候ハゝ

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

一

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

以前水戸殿領内ニ而騒動之節人数出張致候
稽古ニ而も申納ニ而も殿様御心配ニ候ハゝ
其一味同前ニ他領迄も死罪ニ可被
申付候ハゝ其通ニ仕候ハゝ
渡ニ而も可申付
他領ニ而も其節ハ
墨右掛ニ仕候ハゝ
右之人数ニ而も
右掛ニ仕候ハゝ

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

手配ル事ハ勿論ノ事ニ候
右ノ通松平肥後守ヨリ久世大和守土屋采女正吉井大隈
牧野越中守ヘ御届ケ相成リ候ニ付テハ御心得ノ為メ
此ノ段申入候
以上

別紙
水戸殿家来

高橋多一郎
関 弥七郎
吉成順次郎
林 忠蔵
廣瀬子之吉
秦 文六郎
濱田平助

右ノ者水戸表ヨリ御下ケ渡シノ節ハ速ニ
召捕ノ御取計ヒ致サルベク候

以上

長岡弾正殿

松平周防守
安藤對馬守

水戸中納言様御家来多人数長沢ヘ陸出ノ趣
風聞ニ付テハ其ノ筋ヘ御届ケ申越ノ
水戸侍頭内田周防守ヨリ差紙ヲ以テ若右ノ人数ニ
内応ノ企テ抔ニテ御届ケ申ノ筋ニ候ハヾ
右様ノ者ノ帰国ノ節ハ人数向捕押ノ手当ノ為メ

[illegible]
奥末御判ある文書を以て差越
[illegible]
分仰上

申
二月廿六日

[illegible]

二月十九日差越ス乳婦人
町奉行ノ人数ニ而連下町迄出張ス
加ル乳婦人ニ方ニ多人数ニ而
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

孫命出府し不日而帰あそうに而西郭方八時ニ近き
文の田ニ而ハ〳〵大ニ傷出府ニ而ハ
市中人久米直次郎命ニ而十人下城し命ニ六人ニ待
受隊ヲ以突留ニ而ハ外ニ人方ニ而ハ逃れ而已ニ而

又風ナ

二月下旬ニ二月初旬ニ於ニ而ハ
押ニて久米直次郎ニ而ハ二千石
伊奈長門守ニ而ハ二千石
坂ニ而高村弥次兵衛ニ而ハ
死ニ而ハ九人ニ而ハ死捨人ニ而ハ
ニ而ハ

一高井源平郎ニ而ハ
十二人ニ而ハ
ニ而ハ
公辺ニ而ハ

右探索書

六七月中
第中納言殿ニ而ハ
初ニ而ハ
伊奈ニ而ハ
公辺ニ而ハ

560807

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

[illegible]人を押留めさせ毎[illegible]
院と二百十余夜昼時限[illegible]
[illegible]おいの物遠年[illegible]二百人余
直に命別勇敢捕合[illegible]
[illegible]ふるに実礼の験候[illegible]
市右衛門又

向面きうつくしく[illegible]
市兵衛[illegible]
[illegible]内お連[illegible]
[illegible]ふ候[illegible]
市兵衛[illegible]
向面きうつくしく[illegible]
市兵衛[illegible]
張つる[illegible]
一同右連[illegible]

人数[illegible]
[illegible]二十人[illegible]
戦おのれ[illegible]
数人[illegible]
[illegible]
皆何連[illegible]
[illegible]
[illegible]

よし一右之次第ニ付此度乗組
之義一旦差留之上ハ
勅当之義頭ニ市倉倹市倉倹市倉ニて号直根岸老年ニ付
木村ニて一ト通り勤之義ハ不苦哉ニ
討死ハ何も幸ニ候ニ付
勅当市倉ニ義ハ一向軍役ニ
ニ而元ニ来候ニ付
勅当ニ義ハ元ニ
勅当ニ義ハ元ニ
もニ而和ニ志ハ
御当家ニ市倉ニ對ニ又ハ
おゐの氏の後基市倉ニ
又探索書
一申三月廿日比ニ近在ニ
当夜舞ニ
ニ而ハ
之義ニ
一若ニ市倉ニ
建立ニ
縄ニ
一市郷下市九月ニ日ニ

凡そ六十人程御舞之節砲発附之縄之
一 除ま石之雪掻市川同じく京本一同
一 大手市川栄之助京本八九十人斗之除発砲そ
一 同市川同之助京本栄之助人京家本栄之助
ら八松平之照揆之中一味方之由
一 弘化銘あの六日迄之凡六七百人程も詰合候生命助之誓
し極之栄中納言殿之由風聞
一 大手市川を迎文京之第一之殿
御城内を発之しみ之二十斗
ハより

右水戸表之風聞有之

三月三日外様田舎之
方狼藉ものの名前

井伊掃部頭殿

札場之上
脇坂中務大輔
屋敷之自訴

佐竹作之助
黒澤忠三郎
蓮田市五郎
林喜左衛門

右之外
細川越中守
屋敷へ乱入

森 六之助
大関 和七郎
杉山孫一郎
毒山鑿之助

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637
ガラス使用

八代洲濱より坂路

訪ふ
雅楽阪迎佛より坂路

井伊家門ヨリ押掛ケ果ル

辰ノ口より
迎佛より坂路

但し此者共ハ
三民三郎ノ方ヨリ参ル

鹿島より
鍛冶橋要人

山口辰ノ御

桜田より
外桜田

宮村源左衛門

右之外根岸御台所
今般之
上杉彈正大弼辻番所ヨリ
至ル凡九人余抜連ル勢ニ而
外桜田半蔵門前
横切
至ル

辻番

受持
弾正大弼
増子金八
三番所ヨリ一番
伊井掃部頭
海後磋磯之助
鹿島
松平肥後守

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637

ガラス使用

別紙各弁書

原底

写真

別紙各弁書

住所 日下部三之介
弁照 代理 桐 植之亟

河東郡
浜村軍六
加田九郎右
永田秀次郎

横井時二郎
小河原秀之亟

写真

右弁護士連名ヲ以テ
訴訟代理人ニ選任ス
仍上

年 月 日

住所 井伊掃部

手更

為手

手疵

柳条徒し退

第の刈歌の事

松居負し退

蘇条去の事

越の陳の良

元林高し亜

陳迎菜去

為田木等

水苔衆る

岩峰徒し至

第の鹿為

吉田手卿

陳尺

為手

手疵

丿

為退人と為す

細川越中守屋敷古

水戸屋敷大宮和七郎書山舞し

松山陳一郎明年く川屋敷松

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

右之條々　作者の号ニ而
三月二日

右日野法連

大雲和七年壬申二月　於山城ノ国
作者卿ニ而　葛城王ニ
鷲尾大ニ而　葛城中ニ
日本両書ニ而　玉ノ池国
三月二日

右一件ニ付　諸家ニ而法連

松平肥後守
酒井左衛門尉
大久保加賀守
松平越中守
右家来

今般御尋ニ付
各宿藩ニ有之候上ハ
勿論ニ候ヘ共
御役ニ付
御尋ニ
御座候間
此段
御届申上候
以上

三月二日

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

今般掃部助殿
乳婦ゟ水戸表ゟ差上水戸表ゟ差
添ゟて遣ス事ニ候間御通抻押
之上ニ而差出シ可申事

城主
松平肥後守
久世大和守
土屋采女正
土井大炊頭
牧野越中守
戸田釆女正
大名衆

二月三日

水戸殿家来ゟ達

今日水戸殿家来ゟ右之
城主達申談筒木御用有之乳婦
差添上来ル心得達ス書付
達ス而已ニ而差下ス
義ニ付御断申入ル

紀伊守殿家来

今般於外桜田水戸屋敷
ゟ其一統へ屋敷未ダ
おゐて已ゟ防禦
三月三日

外桜田ゟ八代洲河岸通
市ヶ谷ゟ石町
迄

昨夕大隅守ゟ第却て何ゟ
ゟ連判ゟ
ゟ

為用旅人躰のもの倒も
ゟ連判ゟ
ゟ

大隅守殿家来

三月三日

昨夕大隅守ゟ
何ゟ
迄

人々も有之候間、御届書差出候様、
御心得之為、此段申上候也

三月二日　　松平大隅守

上杉弾正大弼外拾四人居屋敷、
御取上ニ付、御掃除之儀、
御届申上候

一、今朝弾正大弼殿家来、
御届書差出候ニ付、

松平大膳太夫様御内
井上市太夫様

三月二日

今般御家督御相続ニ付御祝儀として
御太刀一腰御馬一疋被進之候間
御受納可被成候恐惶謹言

三月二日

井上市太夫

松平大膳太夫様御家来
衆中

御請

今般御家督御相続ニ付御祝儀として
御太刀一腰御馬一疋被進之候間
御受納可被成候恐惶謹言

三月二日

松平大膳太夫様御家来
衆中

井上市太夫

一 黒木織 紺巾
一 宗像酒三石入 常
一 毛色木綿 脊割羽織
但裏有之かいき
一 清油 羽織
但裏黒八丈
一 志田紬

右之通無滞相渡し申候 仍而如件

七月 三日

古井喜太郎 様

幸山十 三右

其許より御手附金辻書取之候
ハゝ御下仕候様可仕候 以上

七月 三日

今般御改正御布告之趣奉畏候
以上 御領地之儀ハ御改正
以前之御支配之通 御紀伊守様
御中へ御下 城之上 御支配
御下り候 御中へ御下 城之上 相下り申候 委細ハ
御下り候 御中へ御下 城之上 御支配
可仕候 以上

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

以服仕候中上候

[illegible]

[illegible]

八代附近農お探索一手お引辻書不審今般お時
服装お飾り雑子お携候お振人[illegible]
[illegible]
打去雪中ニ[illegible]故打寄見失ひ今辻書人[illegible]
中出不仕候仕候而届中上候

松本相撲中月

[illegible]

[illegible]

山本三七郎

八代附近農識面之者不審ニ付日割辻書壱通ニ[illegible]
主税と名乗人[illegible]
[illegible]
[illegible]
書人附之中ニ[illegible]
[illegible]

八代附近農日割辻書

熊田主計介

熊井善兵衛

展ニ仍テ當所ヘ立退ノ儀不取敢
傳聞ニ右ノ咄ヲ實ト思ヒ驚キ
當立退ノ事ヲ人ニ屆中出ノ日ヲ
出ノヨシヲ屆立退ノ屆ヲ人ニ
吏ヘ屆ノ事ニ而中ニ入ノ
出ノ儀ヲ屆仕ル所ニ
仕ル事ニ候但シ
未年七月
右市屆ニ付市田弥三ヱ門中井伊兵衛ヲ始多人數
我方ヘ立退ノ屆ヲ中ニ而
但加田九郎右衛門ヲ

井伊掃部頭内

二月三日　　木曜直理

当面許婚の儀ニ付仕別紙之通
申上候処御内諾被成下
難有仕合奉存候
尚委細之儀ハ
御使者口上ニ申述候間
此段御答迄ニ如斯ニ御座候
以上

二月三日　　掃部頭直弼

木曜直理殿

申二月三日八ツ半時ニ
御使者ニ而
御書面之通
御内諾被成下
難有仕合奉存候
尚委細之儀ハ
御使者口上ニ申述候間
此段御答迄ニ如斯ニ御座候
以上

二月三日　　木曜直理

掃部頭直弼殿

大雪ニ付例年諸侯方御出仕
以前之
上杉弾正大弼
伊達中
先達ての
実意ニ
御礼
又ハ
御使者
口上ニ
御礼
被成候
ニ付
御会釈
ニ而
御通り
又ハ
御取次
ニ而
御礼
申上候
ニ付
御会釈
ニ而
御通り
右者ニ
付而
御礼

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　　ガラス使用

三十一人為る北尾氏を殺害せんが為め
一 右四人の者隊伍を整へ進入両者を中に包囲
同氏紀伊守氏の事件に関し何者を殺害
上て其首を中より持ち帰り城下に曝さん
被告氏も同氏と共に切腹を仕
遂に其事を果さゞりしを憤り
右佐々甲斐守
戸田七之助当時生沼某人と中仁あり
一 該氏に殺害せんが為め
一 松之辺にて殺害せんとの事

右之外御家督之
事

三月廿日

松平伊理殿
御家来
吉村治左衛門

常右衛門儀御中間
家事大変和之
差置候間一件
同苗紀伊守殿
早速御届可
申之

常右衛門儀御中間ニ被抱候ニ付水戸殿
御家来古郡
御家来ニ而御
御届一件ニ付
伺之上
御届可
申之

吉村治左衛門

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

右之通井雅楽乃浮儀
差辻書ヲ以て婦内ニ而承知
ふら上紀伊守名倉信濃守
都ニ而連ニ而ハ不参ニ而ハ
前ニ不参

名字不知仲人
内
ニ
案ニ之候

病不
九ツ揃ふ方前ニ而大病
ニ而ハ九ツ前大
病吹模ニ而ハ病九
ツまでハ下ニ病
有之

此者共右一件内談ニ
日割辻書ヲ以て婦内ニ而承
市川牛之ふら上
ニ而ハ仲人ニ而ハ不参

ニ
ニ
ニ

ゟゟゝ死骸埋葬ゟ上、宰府ゟ発ゟ
ゟ
ゟ

右家内
作主

某ゟ松ゟ

某ゟ一味ゟ者乱妨ゟ砌井伊掃部頭家来
捕押ゟ処、ゟ内ゟ石連ゟ不審ゟ者
市内分宅ゟゝゟ上ゟゟゝし
咎无厳埋葬ゟ上宰府ゟ
ゟゟ

右一件於評定所、吟
掛名前

李鉄笛
松亭伯耆守
大目附
久貝因幡守
町奉行
池田播磨守
寺社奉行
山口丹波守

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　　ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

注附札

書面一通八雲川屋敷
有之候間早々御呼出
御越可被下候

以上

十月廿日　　紀伊守

柏軒殿
坂田鎮之丞殿

去ル廿日柏軒伊掃部殿
御宅へ参上之処御家来ニ而
出張ニ而も難申候間其儘
罷帰候処人数出御進発
之由ニ付其儘ニ而引取候

上使
堀谷豊後守
井伊掃部頭

人参拾名
内痛不申者ハ
二十人ニ対シ壱人
ノ生捕ニ付道又八川屋敷ニ
而ハ押方ニ而向ニ
有之候間右ハ捕縛
取扱ニ而ハ無之候
ニ付此方ニ而ハ
不申候

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

内府紀伊守康吉没
市田勝四郎家こと実ハ北条
左近将監時行こと幼名亀寿
人野木宮にて一旦害せしが
探索の為生捕て上ル
右之通御届ニ而よき哉
三月七日

市同人市蔵
佐橋佐門
清水佐門

田安家
御用掛

右之通御届ニ而よき哉
三月九日

豊田筑後守

進

市村左近将監
内藤若狭守

大久保紀伊守
太田運八郎

其方組与力同心共面々
かも怪敷者ども
市中見廻ニ而
召捕ニ而も其方

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三月十六日

上使
酒井右京亮
兼務
若狭守

井伊掃部頭
真之方容体如何ニ候哉
御尋ニ付而
別紙
上ル

三月十九日

常州久慈郡
太田ノ宮村
宮田儀平

昨夜揚屋ノ御免ノ御使ニ而
菅沼新八郎ニ出会ニ而

三月九日中渡ス覚

都沢民部ノ儀

市ヶ洞ヲ降シ義ヲ存ル公事
ニ付十六日田安ノ御屋敷ニ
出ル通ヲ以ヲ奏ノヲ而
此方ノ書状ヲ実ヲ郷
ノ者ヲ以ヲ御家来ヲ押ノ渡ス
ノ通ヲ以ヲ出ル

名代
町地方通

右ノ晩ニ
紀伊ノ殿ヨリ使ヲ以ヲ
ヒ御伺ノ

但画家西洋の家を押込て如
き作りにて仏ありて迷ふ
ことなし

右一体ゝ牛込ゟ市ヶ谷へ行通り揚場通り
橋向ふ西の下通り通り抜て
すぐゝゝ左の方へ曲り上通り上お通り
京橋御門お抜一ノ上通ゟ伺ひ
人日牛込ゟ市ヶ谷へ行通り揚場通り
りものゝ内ゟ西へ
人ゟ始末なるものゝ御陣中
ゟ市ヶ谷ゟ尾州様御屋敷へ
日光ゟ市ヶ谷へ行通り揚場通り

一

右市ヶ谷通り八幡ゟ見ゆ
る故右ゟ牛込ゟ富ヶ尾ゟ
あくゝて富ヶ尾ゟ市ヶ谷へ

一同市ヶ谷ゟ
筏ヶ
筏ヶ井伊かもんそれゟ
雲の日や陽春仕事
井伊そのゝ井の字をみれ
橋かゝりそれゟ二本榎

楼かくも立ちならべても二本杭
　家中一のやはもとんなる屋ぐらぐら
井伊うもと雪の中にて首をしめ
ゆゆくふいく橋の杭をかく
いるるとおひのかもめさん
　首のあいのて水をなくなる
浪人の沙弥も雪をてメ
いもの咲横田とおひ
　上巳の雪てきぎむきそのなく
いて仕る雛の祭の御
いくうもを細てとくすかまり
ムぞあ一残るがき八人いて八九年て死かり
陽春さしいて橋をなぜおり
いて仕を毛毬あ一の雛祭
　まちふ仕する横田乃ゆき
名小こるき其和吳のこてまるく
流を血一れ米をし一の鬼

五百六十九

水戸浪人
金子孫十郎
佐藤陸之助
有村雄助 卿

薩州
水戸浪人
西川箕太郎 廿八才 卿

此者義東海之旨帝中
石捕山証中お上之山石金六仲
同心手前ニ而ハ捕ニ遣ス

成丈下寸ニ渡川村地内
上ニ而捕ニ而ハ
山口丹波守屋敷迄送り

水戸浪人
菊岡善三郎 十八才 卿

此者義上総姉ヶ崎ニ而捕

三月晦日中浜

水戸藩家老

奥津義人

此度於外様国本乱妨ノ事ニ
ヨリ中浜ノ者共召シ出サレ
テヨリ中上ル

右於両先輩ニ筆舌ニ尽シ難
ク候

等延元年ヨリ 仰出ル

月日市兵衛

井伊掃部頭

名代

南紀弾正大弼

此度中浜万次郎
右於両先輩ニ尽シ難ク候
月日
加判之列 久世大和守
右於 御前ニ 仰渡ル

月日　死去市届ケシ寺ヨリ

井伊掃部頭殿

月日　菩提所世田ヶ谷葬送

月日

家督ヲ伊予守　井伊直亮（ヨシ）

十月日　和ル也　城

井伊直亮家来ヨリ民造迄ノ大名様ヘ警衛ヲ出ス

答ノ文ヲ拵ル例ハ左ノ如シ大笑ひあり

同六年十月

稲葉伊豫守

出ル人　表ノ山警衛ノ節

本多戸田七ノ御家来ヘ

田村駿河守

出ル人　黒沢忠三郎

右ハ民桐石見守家来ヘ

日月十八日臨時評定所ヘ呼出ノ節ノ通

太
[illegible]
右川今人
神田仲町壱丁目
[illegible]地借
[illegible]
[illegible]
[illegible]

同不田第何町弐丁目
家主 平次郎

町内
五人組

店借 茅次郎

店借 清三郎

此者義、報恩講人（ヤサ）月廿五日ゟ
引合ニ而第弐ノ祖師ハ新辺ゟ
廻まん仏ハ本ノ寺ゟ西門（方）ゟ
順ニ廻向ニ而帰宅中仲間ゟ
家作補理ノ談合ニ而ハ
家主ゟ知ラせ無ク
帰宅ノもの

此者上方ゟ罷下り候ニ付
池田橋慶寺ゟ孫ノ寺ハ稲葉
隊ゟ寺ハ八田村観音寺ゟ
請人ニ而

伏見ゟ召捕ル

金子弐拾両
孫次郎
五十七才

佐賀藩ノ
大小
弐腰

当村 雄助

此者義ハ薩州家来ニ而大坂表ニ
有之候ニ付

同三月廿六日評定

右 引合人

太 黒沢忠三郎

太 新六

まん

ゑん

三 幅

清 吉

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

尊上入牢

右之内いの八元新吉系谷村之
内三郎黒澤忠三郎事重罪ニ
而遠く止宿いたし引合之由

下拵村常吉地借
熊吉弟方ニ居候生
いの乃

文政十三寅年三月廿六日評定之上
右之通申渡候ニ付
如件

文政十三寅年三月廿六日　山家士

明勇也

妙法院宮
侍念靜

永正辰年
周義之命

清原
門宗傳中原清
雅頌命平
出奔
伊賀服部

右之外坂本村之百姓
池田播磨守家来
外弐人
名前不知
右ハ御用有之候間
大坂町奉行所へ
由比又左衛門
山本善左衛門
上下十弐人

日西本願寺門徒
嶋田某左衛門
佐川孝左衛門
高光善三郎
蒲上孝四郎
上下十弐人

日東本願寺門徒
坂部孝右衛門
上宮留左衛門
中村庄左衛門

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

右之通山口縣沖津村之者
浪人ニ付吉田病院書記之方限居之処浪人
召捕ニ差向候処逃走致候ニ付其儘
ニ而差置候段届出候ニ付其儘
差置候事

浪人

加茂藻次郎

右之通婦女子ニ至迄
六月中一斬奪
池田精養軒ニ於テ
ニ上候事

池田精養軒入口先ニ
ヒ候ニ付其儘差置候段
ヒ候ニ付其儘差置候段
ヒ候ニ付其儘差置候段

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

大日本至忠楠公以招魂表至忠

をのか身をむすびて国に殉る八重霞

とても生あるきみもをしひだ

従水戸ニ帰ル辞文饒の二尺菊折ふ

境ニ入ル江戸入口三十

八月廿七日昼宿所ニ而

水戸店家中

古言三万石

小出信濃守様宅ニ而

届書ハ未ダ別冊ニ

前書無ニ付写不申

今般参 城外桜田松平市正ニ而上杉弾正大弼辻番所

通り抜ニ而狼籍ニ付候旨ニ而抜刀ニ而切掛ケ候ニ付

同様切込候ニ付候ニ而ハ無之候得共其節ハ不取敢

真偽ハ不相分ニ付防戦ニ及ヒ候ニ付テハ未タ不審ノ

廉モ有之候ニ付テハ一先ツ御屋敷ニ而ハ御預ケ

押ニ方ハ不相揃ニ付テハ無拠我儘ノ者別紙ニ通リ

始末ニ及候ニ付テハ一先ツ御屋敷中上ル

以上

井伊掃部頭家来

手疵ニ而桐板ニ而

戸板ニ而

浅野長勲家来

手疵ニ而

戸板ニ而

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

手紙相添し遣　　只兎が春九郎
只兎永田左京之進　　手紙相添し遣
手紙越石源八郎　　尾多良忠兵衛
尾多良忠兵衛　　口水谷飛騨
口吉田左馬助　　手紙宍戸源六郎
ノ称参人

徒党人数九ツ通

天隆寺家来　水戸家来
有田源兵衛　　佐野作十郎
大関和七郎　只兎　鷹司家来源兵衛
山口辰之助　　杉山源吾郎
　　軍医忠三郎
　　森又六郎
　　林芳益　助

蓮田市郎
栗山鑿之助　　朝岡要人
海老沢之助　　稲田十蔵
　　荒関素助
ノ称参人　　鷹栖杉之助
　　塙田金蔵
　　ノ称七人

御届

上杉弾正大弼外様田原屋敷へ参上申出ル今朝五時
比井伊掃部頭登　　城之儀御松平大隅守様御登
城者ニ而御知之通　　御玄関ニ而御駕籠ニ被為召
候大名方ニ而御分り高ニ応し御駕籠ニ被為召
羽織袴ニて脇差ニ而御供之面々ニ而御玄関ニ而
御駕籠ニ被為召候ニ而御供之面々ニ而御玄関ニ而
御駕籠ニ被為召候ニ而御供之面々ニ而御玄関ニ而

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 紫ちりめん 巾壱寸 一本 脊割羽織 表裏 色
右通御座候

[illegible]

右井大野氏方事
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

以侍雅之命明晰実切害弁候事
辻番人中出候日早速呈之候事
一諸士人名前書有之候ハヽ其名前
丈ケ書面中ニ可相記候事
右之通

寛文十年

今般御条目被仰渡候雅之命之趣
通可相守者也

寛文十年

一辻番所之儀但下番詰合辻番場所
兎角見分書ニ有之通

但日比谷御門外御馬場切腹跡ニ
辻番所之儀

右之通

寛文十年

篠田三郎兵衛
[illegible]

一辻番所ニ而怪敷者見付候ハヽ辻番場所
兎角見分書ニ有之通

薩名元有馬家

有田源六右衛門尉藤原重政

右源六右衛門尉藤原重政 一鎧 一兜 一弓 一矢 加藤左京亮
一當百の幟 壱本 一下緒壱ツ 一守壱ツ
一日記帳 壱冊 一陣羽織 一着
名を堂めの牙を六寸ほどにてまきて
一華貝壱ツ 一小手 預り

先觸

右之通御国許より差下され候間 出立御通行
御泊々々より人馬継立 并 諸入用等無滞
差出候様 御意を得候 以上

薩州家来

有田源六右衛門尉藤原重政

御泊々々大津通川崎止宿 岡屋勝次郎殿

右記録の跡丸

有田の名と我名を 水府老公
ちがえ様をもって 井伊加賀
妻屋への御軍 なるようにと
先かけやせん 前つ和
沙かたまい

慶応二年松
井伊家ぼん

水戸めてたなる
陸物市
なる書る面ぼん
大納言様ぼ

美作備前九六八
知恵のをこをとぶ
安高八ぼけん
国八角こる

一今般中上て相えて
ちの通古口松茸中納言松り
りて申あ候得松茸ぼ
倫与号上て候得ぼ
りく手遣て候遣ぼ
ぼ遣ぼ候得ぼ
ぼ遣ぼ候得ぼ
ぼ遣ぼ候得ぼ
ぼ遣ぼ候得ぼ

当遣美秋退陽ぼ美倫与
松茸中納言松り
ぼ遣ぼ候得ぼ
ぼ遣ぼ候得ぼ
ぼ遣ぼ候得ぼ
ぼ遣ぼ候得ぼ

の義を奉承の上とも
し市義と共の上
の御再議を
申我作しと御方一同之全徹宵陳に及ぶ
拙者之人義を遂
別之財を退て孔婦し去全之ら
終之上
天下し御法通市義許容之上
申之候。

一 千之方伺之通御許容
千之方伺之通之義ニ付
御評決之趣

一 千之方伺之通之義ニ付
御評決之趣

答

一 千之方伺之通之義ニ付御評決之趣
一 千之方伺之通之義ニ付御評決之趣
一 千之方伺之通之義ニ付御評決之趣

一 千吉夫婦の者共勘害致し候
元取候由申候
答

一 勘害を仕候
千吉ども勘右衛門水戸表出立致候
跡にて
答

一 先年中旬比出立のものども
表にて仕事致候
一 老公ゟ勘介成敗ゟくし申聞候
答

陽ゟ勘介この申ゟん

答

一 勘介ゟ老公の中ゟん
ともに屋敷ゟ出立致候事
勘助来ゟ勘介ゟ御届申上候
ゟ文勘介ゟ御届申ゟん

一 千吉夫婦ゟ事ゟ御届申ゟん
答

一 吉兵衛門預ゟ仕候ゟ日我道ゟ
ゟ申ゟん

一 千吉夫一同私ゟ風俗ゟ

答

一 何ぞ之れ有るや

答

一 芝愛宕山に砦柵ありや

一 二月七日より中旬八陳時分中

答

一 何ゆえ之れありや

答

人数掠奪の為め之れ有り候に依て

右等の事と上細川候と法親王御

當二月七日 城を掠奪

社を焼き浪士殺害の事 雪降候

尺を云々 八日中 佐幕之者の

佐幕終ゆえ浪士御為めの為

只時に厳捕の為 浪士御為

討滅の手筈 集中之処 逃

人数掠奪の為め之れ有り候に依て

右等の事と上細川候と法親王御

當二月七日 城を掠奪

社を焼き浪士殺害の事 雪降候

尺を云々 八日中 佐幕之者の

佐幕終ゆえ浪士御為めの為

只時に厳捕の為 浪士御為

討滅の手筈 集中之処 逃

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

立花之旨なり　大老之人なり

立花　一巻

評定之口なり　ここ〳〵へんなり

評定　水戸

井　伯立かゝしも模かゝくそそも二本榜

まつ向よこれハ井伊の屋ぐぼう

掃部

番士之人なり　老中と版なり

番士　老中

弥生始終見聞記

并中納言殿御書写

我おもう一ツの年より深おもひ立事有

帝ハ勿論世上之事百事

幕書通例之外伊勢参宮

伊勢ニ而之外老より中ハ

この外安藤對馬守小笠原

之ニ而傳奏ニ而傳奏ニ而

書中納言殿御家老通ニ

飯塚　伊勢ニ而よりハ通ニ而

御家老通ニ而

迷通上ニ而

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

海宗丞中一同居義ニ付
[illegible]
[illegible]
[illegible]

八月廿七日曉七ツ時吹薩州 採法
二十七人今迄(モトノゴト)の名前并に記念書写
水戸浪人ニ由

和倉七郎
中村政之進
中根友内
今昌三郎
松本助右
鈴木鉄之助
酒匂清之
生駒小九右
眞山孝六

出
休
淺
河
菓
大
鈴

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

△坂本家

中村庄吉 石川県士族 東山寄留

石川四十郎 同 岩川春蔵

梅川勇之助 同 守屋平次

大和新右衛門 中村庄蔵 蓮之助 森清蔵

市原多右衛門 井坂三平 大川来之助 吉村七之助

右之捕亡人之内去ル未七ツ時暁七ツ時過ニ芝七田弁天ヨリ唱ヘ通用門ニ而義之輩大勢ニ而打入候ニ付番人共ハ不取敢逃去リ候ニ付義之輩ハ御殿中ニ而大小便ニ及ヒ候ニ付御殿中ハ不及申ニ御玄関ニ而も大小便ニ及ヒ候ニ付御玄関ニ而も大小便ニ及ヒ候ニ付御玄関ニ而も大小便ニ及ヒ候ニ付

文久元酉年四月廿八日夜已半時吹玉人當事之何者不知押入殺乱暴之者
當事 本條
前永新八郎
掛 越之助
石川金吾郎
深尾到亮
山崎新助郎
小堀宮吉
一捻り

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637
ガラス使用

御用出役之者ニ而ハ賦課ニ
江沢 徐福
中尾 松氏命
今村 芸氏命
江幡 吉平
松平時之御家来
添乗之人
乗夫 呉人 秋月人
口 表ノ者 人
即死 呉人 住居ニ
門番 人

日 別当 人
松平和泉守家中
添乗夫 浪人 人
松平時之御家中
浪人 砂人 討死
御用出役ニ而
浪人 人 疵死
呉人ニハ二ニ工ニ外ニ手負ニ而

彗星之說

文久辛酉春廿九日昏

地高二十七度
跡子西三十度
長サ弐丈斗り
星ノ大サ大白星ノ如シ
光芒長弐丈

廿六日曇り而天
廿七日ノ
廿八日昏

地高二十九度
跡子西二十度
長サ弐丈

古書ニ曰

歟国兵起得本者勝ちと事ニ候ト

又一紙書付左之通

久世大和守へ

昨夜ニ半時頃ニ梅東福寺本堂へ怪敷者弐人数押込ミ候ニ付
跡後ニ者弐留左掴捕ニ手ニ而暗夜ニ紛候ニ付
中山屋敷ニ而ハ加勢ニ人数ニ而ニ而ニ詰掛ケ
其所ニ而ハ委細ニ義ハ不聞届ニ而上ニ而ニ

廿九日

松平肥後守

昨夜ニ半時頃ニ梅東福寺へ怪敷者弐人数押込ミ候ニ付
家来共ニ而追上洞院ニ而ニ不捕掴ニ而
お礼ニ而ハ不申候ニ付追ニ而ニ
越ニ而ニ中者南ニ而十九戈ニ而ニ

財ヲ物ヲ奪ヒ又ハ焼ク等ノ悪事ヲ為シ人家ヲ毀損シ
シ者ハ勿論中ニハ元ヨリ敵加勢シ人数ヲ出シ
兵粮ヲ運ヒ通ル等中ニハ元ヨリ味方ノ内ニテ
モ悪事ヲ為シ候者モ有之候ニ付届中ニ上ル
ヲ以テ
六月廿四日
松平和泉守

今般御届中上ル上洞院通ヲ堺町ヨリ東ヘ
掛ケテ浪人共ノ東寄ニ居候者共捕ヒ浪人
ヲモ悪事ヲ為ス者ニ付届中ニ上ル
六月廿四日
松平和泉守

聞書

一 浪人数ヲ　人　浪人ヲ
外ニ町人ヲ人即死ヲ
人別ニ負ヲ人　即死ヲ

一 コンニルヲ焼ク由

一 丸太町ヨリ東ヘ町数九十四町ニ付届ノ
内ヲ人討死即死
ヲ人手負ニ付届ノ内ヨリ今朝ノ届ヲ

文久元辛酉年四月十二日

対馬守殿御書ヲ写

私領ヨリ対馬海浦ヘ旅宿ヨリ魯西亜修理ヲ乗セ参ル

退帆ニ営ニ帰ス中清国ノ兵港ニ入開港ヲ拒ム
ヲ以テ更ニ進ンテ仁川ニ碇泊ス翌廿四日
ヨリ……仁川監理閔種默ヲ始メ官吏ノ来訪
此ノ日ヨリ人夫ノ取揃ヒ荷物ノ陸揚ヲ始ム
此ノ日ヨリ押物ノ荷造ヲ始ム
仁川ノ景況
仁川港通商ニ付テハ日本政府ト朝鮮政府トノ間ニ
在テハ二ヶ年前ヨリ交渉ヲ重ネ漸ク其ノ調印ヲ
終リタルモノニシテ其ノ条約ハ十款ヨリ成リ
其ノ大要ハ左ノ通リナリ
一 朝鮮国ハ自主ノ邦ニシテ日本国ト平等ノ
権利ヲ有ス
一 朝鮮国ハ釜山ノ外ニ仁川港ヲ開キ日本国
人民ノ居留ヲ許ス
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
土地家屋ヲ賃借スルヲ得
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
自由ニ貿易スルヲ得
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
自由ニ通行スルヲ得
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
自由ニ漁猟スルヲ得
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
自由ニ鉱業ヲ営ムヲ得
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
自由ニ開墾スルヲ得
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
自由ニ建築スルヲ得
一 日本国人民ハ朝鮮国ノ指定スル所ニ於テ
自由ニ……

安政七庚申上巳

一今日掃部頭登城之道筋外櫻田上杉辻番所ゟ
忍之者有之掃部頭通行を見留切掛ケ種ゟ
鉄砲を打掛ケ候ニ付駕之戸を閉候ニ付
掃部頭ハ無事ニ候得共供之者数人疵ヲ蒙
薩州家来　水戸屋敷家来
有村次左衛門　佐野竹之助外ニ
大塚和七郎　広岡子之右衛門　黒澤忠三郎
森　五六郎　杉山弥一右衛門　山口辰之助
秋元但馬守人　蓮田市五郎
稲田市蔵　広木松之助
海後崎之助　八　塚原与惣

一 捨七人ニ而も人名帳ニ記シ有之候ハヽ
　○本文昭和ノ分ハ細川越中守ノ由△本文ハ細川越中守ノ由
　吟味中ニ候ヘ共外ニ多人数有之候間
　吟味中ニ候ヘ共外ニ多人数有之候間
　右ニ准シ可遠島但シ吟味中ニ候ヘ共
　前ニ申ノ通リ
右ハ細川越中守ノ人数ニ而ハ無之候ヘ共
右本意ヲ以テ存ノ外上ヲ恐レサル
ノ致方ニ付
一 揖斐郡ニ出入ノ者中ニテ手強キ
　ノ者ニ付右捨七人ノ内ニ而
　渠ノ右捨七人ヲ倒レ手者前ヲ拵居ノ
　渠ノ活方ニ仰居ノ下ニ在リ
一 右捨七人ノ内婦山河内ヲ遣シ
　ヲ右ノ者ヲ命ヲ全揖斐郡ニ
　ノ者ヲ命ヲ全揖斐郡ニ

一 右ニ者ヲ遠島ニ申付ノ一件ヲ
　前ノ依テ昭和ノ二年ニ
一 右ノ者ヲ禅ノ
　昭和ニ揖斐ヲ強盗ヲ
　中述ノ由
一 昭和元年ニ
一 和泉ヲ参ニ
　ヲ依一件ニ
　右ノ者ヲ
　少儀ニ
一 揖斐郡ニ
一 揖斐郡ニ
　ノ者ヲ

一 右組合之者ハ松山中ニ於テ右松七人ニ内切情ヲ聞知シ有之
水戸藩之家来
大窪和七郎　森　五六郎
森山繁之助
右之通ニ人組川越中守之ニ於テ掃部ニ
於途中ニ而又傷ヲ被ル
掃部ニ於テハ桜田ニ而ニ打ニ而途ニ風ヲ
有之ニ而
松平肥後守　酒井左衛門尉　松平越中守
今般掃部ニ
城之ニ而ニ藩家来ニ而
ニ藩之者ニ而ニ
ニ而ニ
ニ而ニ

の裾を元白襟お掛ゆえの主人按ずるに
ず与七人日比谷ゆえつて立退ゆえ跡屋
ゆえ容易発動且前後を通り抜
成候ゆえ敵法廷中上ゝゆえ

上杜澤正大郎宅前を貫キ外按

三月二日

一

次郎助を以京都ゟ中壱ゝ者
今二日横田ゟ志ゝ
ゟ松人右報筒書面入乱場横動跡
ゟ横動跡ゟも慎我い壱一ゟ
市本向ゟ堂上ゟ来ゟ
ゆえの一ゟ鞍ゟ
ゟ敵汤并

手負 荻田大之丞
手負 越谷求馬
手負 元松之助
手負 岩田大助
手負 岩崎速之助
手負 渡辺茶吉
手負 徳之助

右之通ゟ之ゆえ上

三月二日

一

上杜澤正大郎外横田屋敷迄書人中出ゟ今般之
井伊掃部頭殿掛ゟ
家来ゟ何者ゟ知ゟ人大ゟ人ゟ
ゆえ大勢ゟ人立切合ゆえ討者ゟ
ゟ武黒羽織袴ゟ服ゟ
芳之助ゟ来ゆえ
物置ゟ於土松按ゟて

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637　ガラス使用

一 永戸藤家老人家生の事件

森右六郎　大窪和七郎　板山弥一郎

森山繁之助

右之者共一同宇野平之丞外弐人井伊掃部頭殿供方之者共外弐人帰国之節途中ニ而十人余之徒党ニ而右両人之供之者共江切掛ケ候ニ付供之者共も出合切合候ニ而敵方之者共数人討取候ニ付両人之者共も疵を受候ニ付両人之者共江加勢之儀ニ付而ハ中納言殿より之御書付ニ而御差留ニ相成候ニ付両人之者共ハ不及力其儘ニ而罷帰

中古前折之事を掲載く掛くミ川之中
記人屋くと古屋敷表口つゝ入込事内を
りの如き之屋敷家業する呉人井伊掃部頭様
掃方ゟ出役古之中ゟ差こ加何まても事業
公儀ゟ古蔵前吉右衛門覚悟ゟ有之迄く
ゟ長ゟ古主伊掃頭様ゟ古同様ゟ中上方中
口ゟの対応状

大塚和七郎（申二十七）　森ゟ六郎（申二十一）　杉山弥一郎（申三十八）
栗山鏃ゟ郎（申二十六）　星尾市ゟ郎（申二十二）

一下通ゟ事ゟ上細川越中守ゟ家来ゟ飯ゟ迄
右旅神ゟ古木村半伯書ゟ久貫困儀ゟ
丹波守ゟ弟井山城守ゟ之ゟ舎伯書ゟ掛塵ゟ丹波守ゟ中ゟ

三十ウ

一　掛山様ゟ古ゟ切腹ゟ加何ゟ
ゟ無ゟ掛ゟ木ゟ向ゟ雑巾ゟ
掛ケ切割ゟれ有ゟ古ゟ
先ゟ肩ゟ貫右ゟ肩ゟ掛ケ
肩ゟ左ゟ眼ゟ掛ケ切割ゟれ
流れ居ゟ内ゟ弱ゟ掛ケ
笑ゟ実ゟ実ゟ古ゟ
古ゟ前ゟとゟすゟ
殺ゟ大小ゟ血刀ゟ
通ゟ今ゟ事ゟ

一　家ゟ事ゟ古ゟ

安表つゞき東より方上杉源左衛門辻番所より辺往来に堅硬
方へ掛よりて西方人家まで者共生出候処
病人ホ七井伊掃部殿屋敷方より通行者に而も通候旨
元中のおもて之もの何者に而も通行候旨
中上の仰上

三月廿

一 今般何者に而も市左の外外横田辺より北一ト通り非常之義
市左の外仮令風体仕不右今風体之
仰渡人数出候節ハ何時に而も市場不拘
名掛近市同心仕候仰上

三月廿

市附札
此方ニ而ハ
出ス事ニ而ハ
無之

松平大隅守
塚七左衛門

松平肥後守
塚七左衛門

六

一 掃部殿家来之者共書付
掃部殿ゟ之
城下ニ而旅籠屋ニ而者共
者ハ勿論宿ゟ松平修理大夫まで
掃部殿ゟ屋敷ニ而ハ義ニ付候分ニ而ハ
市左の仰渡候節も難渋仕

家来
野村雄助

右之者共ハ何ニ而も出ハ
但シ横市組合辻番不迎ニ場ニ
ハ勿論ニ而ハ市左の
仰渡候節ハ早速ニ
松平修理大夫
西筑右衛門

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』　請求記号 210.58-Y637
ガラス使用

[illegible]押おかまちの先生儀おかまち家来この先生の細柄
おかまち一同記録仕方宮御幸申上候節御下向通
候 御供の振仕方は昨年記録の通
三月十日
[illegible]
[illegible]
書面之儀ニ付御尋ニ御座候
一 御供名 [illegible]力 濱田幸七郎 [illegible] 裏方御供名 高橋多一郎
[illegible]名 吉岡恒之助 [illegible] 林中安兵衛
三百石 森久六郎 [illegible]名 若林亀之助
二十二 二十六
一 細川越中守殿御通行之

[illegible]戸嚴家来大窪和七郎 森久二郎
杉山純二郎 毛利田孝助 [illegible]川彦助 松
[illegible]飯守衛 御供名 御用人 [illegible]川彦助
一 細川越中守殿
大窪和七郎 森久二郎 佐野作之助
蓮田市五郎

[illegible]村治右衛門
名の為を
つくしつゝ
ものをこそ
名をおけ[illegible]
時をこそ

白羽二重羽織の
ろくろ紋久

佐野作ふ卯婦世

敬啓の節の御籤
きくけもつ
ほめくさ軍の
魁やせん

桜田の名も我身わ
ちりぬるも
何く［　］歩
日本たましい

ろハ

国立国会図書館　タイトル『弥生始終見聞記』 請求記号 210.58-Y637

ガラス使用